

# 「建築基準法施行令の一部を改正する政令案」について

本資料はご意見募集の対象外です。

## 1. 改正の背景

- (1)燃料電池は、環境負荷の低減に寄与すること等から、我が国における実用化、普及が強く期待されています。このため、平成14年5月に内閣官房に設置された「燃料電池実用化に伴う関係省庁連絡会議」において、安全性の確保を前提とした包括的な規制の再点検を実施することとし、燃料電池自動車に燃料として使用する水素の供給設備について、安全性の検証が進められてきました。
- (2)建築基準法（昭和25年法律第201号）の用途規制上、自動車に充てんするための水素の製造を行う施設（以下「水素供給スタンド」と略称します。）は、「圧縮ガスの製造を営む工場」に該当し、原則として、その建築が可能な用途地域は工業地域及び工業専用地域に限定されていますが、一定の技術基準に適合する製造設備を用いる場合については、火災の危険性や環境阻害要因が極めて小さくなることが確認されており、安全性が確立されております。
- (3)また、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、「水素供給スタンドの普及の観点から、一定の安全要件を満たした上で、圧縮天然ガススタンド並に、商業地域等においても、圧縮又は製造行為を伴う水素供給スタンドの建設制限を見直す」ことが決定されています。

## 2. 改正の概要

燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素の製造であって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いて行われる場合には、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域における圧縮ガスの製造に係る用途規制を適用しないこととします（建築基準法施行令第130条の9の4第2号関係）。